



東芝はどこへ行くのか

日本の原子力行政の破綻

1 東芝の迷走が止まらない。

東芝は、二〇一七年三月期の決算において、九五〇〇億円の株主帰属当期純損失を計上し、同決算期末において五四〇〇億円の株主資本債務超過に陥った。この決算を監査法人は了解していない。東芝は、二〇一七年五月十五日、監査法人の了解のないまま、二〇一七年三月期の決算概要の発表を強行したのである。こんなことは長期粉飾決算末期のオリンピックでさえやらなかった。

東芝の第一七八期定時株主総会は六月二十八日に予定されているが、株主宛に発送された株主総会招集通知には、二〇一七年三月期の決算書が添付されていない。東芝の二〇一七年三月期の決算承認は、そもそもこの株主総会の議案にもなっ

取れず、再延期の提出期限は四月二一日となった。この間、三月二十九日に、米国子会社ウエスティングハウス（以下、WEC）は米国連邦倒産法第二章チャプター11の申請を行った。

再延期期日の四月一日になっても監査法人の了解は取れず、窮した東芝は、監査法人の「無限定結論」（年度財務諸表に対する無限定適正意見に相当）の添付されていない二〇一六年一二月第3四半期報告書を提出した。この四半期財務諸表に対して、PWCあらた監査法人は、「結論の不表明」とする意見差控監査報告書を提出すると同時に、二〇一六年六月第1四半期財務諸表と二〇一六年九月半期財務諸表に対して、すでに提出していた無限定結論の監査意見を撤回し改めて意見差控とした。

日本の有価証券報告書開示制度始まって以来の異常事態が、その解決の途も立たないまま、半年近く継続している。二〇一五年以来、東芝問題は不正会計による経営問題として論じられてきたが、事態は会計問題をはるかに超えて、政治問題あるいは外交問題になっており、しかも今の東芝には当事者能力が失われている。意思をもって解決を主導する主体が存在しないのである。あてどなき迷走を続ける東芝問題を財務分析により解析する。

2 意見差控のわけがある。

東芝が二〇一七年四月二一日に開示した二〇一六年一二月第3四半期報告書、及び、二〇一七年五月二五日に公表した

ていないのである。東芝の有価証券報告書の提出期限は六月三〇日であるが、この日までに東芝が監査法人の決算承認を得る可能性はゼロに等しく、東芝は、八月一〇日までの有価証券報告書の提出延期を申請した。だからといって、八月一〇日まで待てば、監査法人が監査意見を出してくれるかどうかは分からない。東芝とPWCあらた監査法人の対立の根は、社会が想像する以上に深いと考えなくてはならない。

そもそも、東芝の二〇一六年一二月第3四半期報告書の提出期限は二〇一七年二月二四日だったが、東芝はこの日に四半期報告書の提出ができなかった。監査法人の監査意見が取れなかったからである。やむなく東芝は、関東財務局に対して四半期報告書の提出期限の延期を申し出て、新たな提出期限は三月一四日となったが、監査法人の監査意見はここでも

「二〇一六年度通期業績の見直しについて」と題する財務資料により、東芝の連結損益計算書と連結資本持分を、二〇一六年三月期、二〇一六年一二月第3四半期、二〇一七年三月期の三期対比形式で示すと次の通りとなる（表1、次ページ表2）。

この中の二〇一六年一二月第3四半期財務諸表に対して、PWCあらた監査法人の意見差控報告書が添付されているの

表1 東芝連結損益計算書 (億円)

損益	16/3期	16/12期	17/3期
売上高	56,687	38,469	48,700
売上原価	48,137	29,275	未開示
売上総利益	8,550	9,193	未開示
販売費及び一般管理費	12,688	7,790	未開示
のれん減損損失	2,950	7,166	未開示
営業利益	-7,088	-5,763	2,700
営業外収益	2,347	499	未開示
営業外費用	1,590	706	未開示
継続事業税金等調整前当期純損益	-6,331	-5,970	2,400
法人税等	2,538	1,322	1,200
継続事業被支配持分控除前当期純損益	-8,869	-7,292	1,200
非継続事業被支配持分控除前当期純損益	3,709	1,014	-12,600
被支配持分控除前当期純損益	-5,160	-6,279	-11,400
被支配持分当期純損益	-560	-953	-1,900
株主帰属当期純損益	-4,600	-5,325	-9,500

ほその、ゆし
八三
KPMG
ロント
に役時
告書
無罪を
「公認
「同法
犯罪は
かある

細野祐二

表5 予測損失一覧

番号	請求原因	請求金額	予測損失	備考
	特買戻損			計上済
1	IHI持分買戻損	-189	0	
2	カザトムプロム持分買戻損	-647	-647	
3	ニュージェン持分買戻損	-153	-153	
	減損			
4	ランデイスギアのれん	-1,432	-1,432	
5	ニュージェン持分減損	-230	-230	
	損害賠償			
6	日本トラスティ・サービス信託銀行	-120	0	引当済
7	海外機関投資家等	-166	0	引当済
8	米国カルフオルニア州ADR集団訴訟	不明	0	引当済
9	ストーン&ウエブスター-運転資本訴訟	-471	-471	上訴中
10	その他	-10,000	-2,000	
	Whi追加負担			
	米国政府保証補填			
11	合計	-9,500	-5,000	
		-22,908	-9,933	

年五月には、IHI所有持分を当初出資相当額の一八九億円(請求番号1)で買い戻さなくてはならない。チャプター11で価値のないWECの株を買い戻すのだから、買戻し金額の一八九億円はそのまま損失となるが、この損失は二〇一七年三

月決算において、WECに対する債務保証引当と対WEC株の貸倒併せて九八〇〇億円(取引番号B4)とWEC株の貸倒五九〇〇億円(取引番号B5)並びにその他関連損失二〇〇億円(取引番号B6)の合計一兆五九〇〇億円を計上した。開示された非継続組巻処理を仕訳形式で整理すると、前表4の通りとなる。

ここで、連結除外損益で計上されている一兆一〇〇〇億円(取引番号B3)の利益計上が分かりにくいかもしれないが、これは、WECの連結除外による過年度連結仕訳の取消処理である。東芝は、二〇一六年二月第3四半期の連結財務諸表において、のれんの減損七二六六億円(仕訳番号A1)、無形資産二一〇〇億円の減損(仕訳番号A2)、その他損失四三四億円(仕訳番号A6)を計上したが、WECの連結減損処理としては、これ以外に、すでに終了した二〇一六年三月期の連結財務諸表に計上されたWECの一部減損二三〇〇億円(仕訳番号X)がある。

さて、これがWECに関する連結減損処理の全てであるが、今回連結除外により、WECの減損は全て単体決算で取り込まれることになるので、すでに二〇一六年二月第3四半期以前に行われた連結減損仕訳はここで一旦取り消しておかなくてはならない。そこで二〇一六年二月第3四半期ののれんの減損七二六六億円(仕訳番号A1a)、無形資産の減損一一〇〇億円(仕訳番号A2a)、その他損失四三四億円(仕訳番号A6a)と二〇一六年三月期の一部減損二三〇〇億円(仕

番号Xa)を取り消すのが連結除外処理であり、その合計は一兆一〇〇〇億円(取引番号B3)となる。

東芝は、二〇一六年一〇月の買収以来、WECに悩まされてきたが、今回の連結除外によりその通算損益を計算してみると、この一年間の合計収入がゼロに対して、その最終損失は、株式の清算損五九〇〇億円、保証引当損七九三五億円、貸倒損失一八六五億円、その他関連損失二〇〇億円で決着したので、結局一兆五九〇〇億円(五九〇〇億円+七九三五億円+一八六五億円+二〇〇億円)の通算損失で結末を迎えたということになる。

次々と押し寄せる賠償請求。

WECの通算損益を分析したが、このことはWECとの手切れ金が一兆五九〇〇億円で済んだということの意味しない。WECの破綻を契機として、東芝には、株式買戻請求及び損害賠償請求が次々と押し寄せているからである。現段階で判明している諸請求とその損失見込額を一覧とすると次の通りとなる(表5)。

そこで、先ず株式買戻請求について説明すると、二〇一七年二月、IHIはそのWECの持株三%につき、東芝に対して、プットオプションの権利行使を通知した。IHIは、WECへの出資を行う際に、その所有持分を当初出資額相当で東芝に売却できる権利(プットオプション)を付与されている。東芝はこのプットオプションを拒否できないので、二〇一七

月期決算に計上済である。

東芝がプットオプションを付けてWECに出資してもらったのは、もう一社、カザフスタン政府一〇〇%出資のカザトムプロムがある。カザトムプロムのWECに対する出資比率は一〇%で、その当初出資相当額は五億四〇〇〇万ドル(六四七億円)である。権利行使可能期間は二〇一七年一月一日以降となっているが、カザフスタン政府との外交関係上、カザトムプロムの持株は六四七億円(請求番号2)で買い戻さざるを得ず、この損失は二〇一七年三月期決算に計上されていない。

ところで、仏法人ENGINE社は、二〇一七年四月三日、東芝に対して、ニュージェン社に対する持分四〇%の買取請求を行った。ニュージェン社は、英国内セラフィールドにおいて、二〇一四年運転開始の原発新設計画を推進する英国法人で、その持株は東芝六〇%、ENGINE社が四〇%となっている。東芝とENGINE社の株主間契約では、WECのチャプター11申請が東芝の帰責事由となるため、東芝はENGINEのニュージェン社持分四〇%を買い戻さざるを得ず、買戻し金額は一五三億円(請求番号3)となる。

ニュージェン社は、WECのAPI1000型原発三基を、一〇〇億ポンドの予算で、セラフィールド北西ムリアサイドに建設する計画であった。そのWECが、チャプター11を申請して、今後は海外原発の新規建設は行わないという。すなわちニュージェン社はその存在意義と存在価値を失っている。